

○ 金融庁告示第八号  
財務省

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百三十九条第一項及び附則第十五条の四第二項第五号の規定に基づき、新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官 畠中龍太郎

財務大臣 麻生 太郎

- 一 新設分割設立銀行（預金保険法附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立銀行をいう。次号において同じ。）の経営体制の整備
- 二 新設分割設立銀行の経営計画の策定